

令和4年5月30日

佐世保市農業委員会会長 様

ふるさと自然の会会長
川内野 善治

要 望 書

「宇久島みらいエネルギー合同会社」の太陽光発電事業における、農地法違反と思われる事案が有りますので調査し違反があれば是正を求めます。

記

「宇久島みらいエネルギー合同会社」が実施する太陽光発電事業における、農地法違反と思われる事案について、佐世保市農業委員会は実態調査に入った事実を確認していますが、未だに現状は下記のような状況にあります。

本来、農地法5条第1項に基づき発電用地として申請された諮問案説明書で確認する限り、一括許可申請されたものが申請者の都合で、その一部であっても資材置場に変更する行為は一般的な用途変更あるいは目的外使用とは大きく異なり、農地法第64条第1項に該当するものと考えられます。

住民説明会において脱明した資材置き場を異なる場所に変更しており、仮に今次発生の建設地域内に仮置き場を部分用途変更として認めた場合、工区ごとに今度の事案と同じ事態が発生します。地権者との契約は勿論、使用目的が大きく変わり、借地契約違反・住民への約束違反・ひいては長崎県条例（環境影響評価基準30ha以上の地形改変が想定される）などの数限りない許認可見直しを迫られる事態が想定されます。

現在農地の改変が行われている住所番地表（1）と証拠を、図（1）図（2）に示します。また、農地転用許可申請に反する行為を資料1～4に示します。

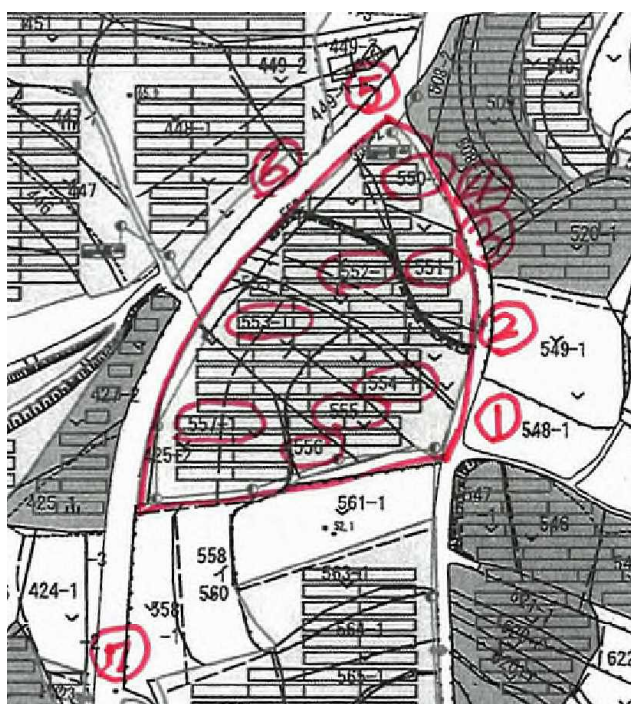
貴職におかれましては、既に実情を把握済みかと拝察しますが、農地法違反事象であれば早急な是正を求めるとともに、許認可者である貴職の文書による事業者に対する措置内容（前記、農地法第64条措置が取られたかを含む）を令和4年6月20日までに文書で回答をお願いします。

なお、本要望書は当会のホームページに掲載することを予めお知らせ致します。

(表1) 改変住所地番

土地の住所地番	面積(m ²)	地目
太田江550-1	496	畑
太田江550-2	3	畑
太田江551-1	731	畑
太田江552-2	1,868	畑
太田江552-2	424	畑
太田江553-1	856	畑
太田江553-2	6.8	畑
太田江554-1	620	畑
太田江555	829	畑
太田江556	251	畑
太田江557-1	1,907	畑
太田江425-2	347	畑
改変面積	8,338.81	

(図1) 土地の形状等改変場所



位置図

(図2) 図1中の数字と画像番号は対比する



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦

諮問No. 整理番号

所在等	所在		田(m ²)	畑(m ²)	採草放牧地(m ²)	農地区分
	別表1のとおり					
合計面積	田 232,697.60 m ²	畑 1,035,593.56 m ²	採 44,056.57 m ²	計	1,312,347.73 m ²	
農地区分の判断理由	・おおむね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地(第1種農地) ・農用地区域内の農地以外で、甲種、第1種、第3種農地のいずれかの要件にも該当しない農地(10ha未満の小集団農地)					
例外規定該当事項	隣接する土地と一体として同一事業の用に供する場合であって、当該事業の目的を達成する上で農地を供することが必要であり、第1種農地の面積割合が3分の1を超えず、かつ、甲種面積が5分の1を超えないもの					
申請地の位置	宇久町全域					
隣接の状況	東	田、畑、宅地、山林等	西	田、畑、宅地、山林等	南	田、畑、宅地、山林等
転用者	佐世保市白岳町132番1号 宇久島みらいエネルギー合同会社 代表社員 宇久島みらいエネルギーホールディングス合同会社 職務執行者 城野 正明		貸渡人	[REDACTED]		
転用目的	太陽光発電事業				権利移転内容	地上権設定
転用理由の詳細(主な施設等)	太陽光パネル：1,275,782枚 PCS：300台 HVDC(交直変換所) 鉄塔：35基					
被害防除の内容	土砂流出	パネル設置箇所については、現状のまま利用する。 交直変換所用地については、造成を行うが、フェンス及び擁壁を設け土砂流出を防止する。				
	雨水排水	自然流下 パネル下を草地化することにより、雨水の流出を低減させる。				
	汚水	生じない。				
	生活雑排水	生じない。				
	日照・通風	近接農地への通路を確保する。				
その他						
他法令の許可見込等	別表「宇久島メガソーラー発電事業に関する許認可項目と対応状況」のとおり					
違反転用の有無	無	違反転用の経緯				
公的事業の有無	有	その時期・内容 別紙のとおり				
許可の根拠	農地法第5条				土地改良区の同意の有無	有
農業委員会の意見	別紙のとおり					

※許可を受けようとする土地の所在等は、1筆毎に記載(記入欄が不足する場合は別表を添付)すること。

公的事業の時期・内容

名称	時期	内容
県営畑地帯総合土地改良事業	S52～S59	ダム整備・畑かん一式

農業委員会の意見

申請内容については許可相当と判断する。
 当該事業を計画どおり実現するためには、法人自身の経営努力を最大限発揮することが必要であるととともに、島内住民の理解と地元農業者との相互協力が不可欠であるため、地域住民への説明等必要な措置を行うこと。
 また、施工中、施工後において近隣の住民生活や営農活動に支障が生じないようにすることはもちろんであるが、特に雨水による周辺農地等への影響が懸念されるため、格段の配慮を行うとともに被害が生じた場合は当事者に対し解決まで責任をもって対応すること。
 さらに、今後想定しない事案が起こる可能性も否定できないことから、事業者、地元自治会、行政等において協定書等を締結する等、問題解決に対応できる体制を構築すること。

※農地法違反事例

- ・令和4年3月3日発見：長崎県佐世保市宇久町太田江 550-1 番 他（土地の改変行為）
（具体的内容）
 - * 上記土地及び近隣地の表土を鋤取り、或いは盛り土の上、バラスを敷詰め資材置場として改変いたが、4年4月14日現在、原状回復は行われて無いことを確認した。
 - * 諮問案件説明書「被害防除の内容」に網羅された【パネル設置場所については】
 - ・現状のまま利用する。
 - ・交直変換所用地については、造成を行うが、フェンス及び擁壁を設け土砂流出を防止する。・・・とあり許認可違反事例と判断します。
- 本事案については、令和4年4月13日佐世保市農業委員会事務局へ確認の上、農地法違反事案及び環境アセスの対象面積に含んだ再評価と成らないか通告した。

諮問No. 整理番号

所在等	所在		田(m ²)	畑(m ²)	採草放牧地(m ²)	農地区分
	別表のとおり					
合計面積	田 830.86 m ²	畑 7,774.94 m ²	採 70.66 m ²	計	8,676.46 m ²	
農地区分の判断理由	・農用地区域内にある農地 ・おおむね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地(第1種農地)					
例外規定該当事項	一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること。 農用地区域内の土地については、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること。					
申請地の位置	宇久町寺島を除く宇久町全域					
隣接の状況	東	田、畑、宅地、山林等	西	田、畑、宅地、山林等	南	田、畑、宅地、山林等
転用者	佐世保市白岳町132番1号 宇久島みらいエネルギー合同会社 代表社員 宇久島みらいエネルギーホールディングス合同会社 職務執行者 城野 正明		貸渡人	[REDACTED]		
転用目的	営農型太陽光発電事業				権利移転内容	賃借権設定
転用理由の詳細(主な施設等)	営農型太陽光パネル：207,728枚(支柱本数 46,636本) PCS：1,345台					
被害防除の内容	土砂流出	現状のまま利用するため、被害の恐れはない。				
	雨水排水	自然流下				
	汚水	生じない。				
	生活雑排水	生じない。				
	日照・通風	近接農地への通路を確保する。				
その他						
他法令の許可見込等	別表「宇久島メガソーラー発電事業に関する許認可項目と対応状況」のとおり					
違反転用の有無	無	違反転用の経緯				
公的事業の有無	有	その時期・内容		別紙のとおり		
許可の根拠	農地法第5条				土地改良区の同意の有無	有
農業委員会の意見	別紙のとおり					

※許可を受けようとする土地の所在等は、1筆毎に記載(記入欄が不足する場合は別表を添付)すること。

公的事業の時期・内容

名称	時期	内容
県営畑地帯総合土地改良事業	S52～S59	ダム整備・畑かん一式
県営畑地帯総合土地改良事業	S52～S59	基盤整備
県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）	H14～H21	基盤整備
元気な地域づくり交付金事業	H17～H20	基盤整備

農業委員会の意見

申請内容については許可相当と判断する。

当該事業を計画どおり実現するためには、法人自身の経営努力を最大限発揮することが必要であるととともに、島内住民の理解と地元農業者との相互協力が不可欠であるため、地域住民への説明等必要な措置を行うこと。

また、施工中、施工後において近隣の住民生活や営農活動に支障が生じないようにすることはもちろんであるが、特に雨水による周辺農地等への影響が懸念されるため、格段の配慮を行うとともに被害が生じた場合は当事者に対し解決まで責任をもって対応すること。

さらに、今後想定しない事案が起こる可能性も否定できないことから、事業者、地元自治会、行政等において協定書等を締結する等、問題解決に対応できる体制を構築すること。

なお、営農を行う「宇久島みらい土地管理合同会社」については、当該法人が計画に沿った営農を行うことはもちろんであるが、今後の効率的かつ安定的な農業経営を行うためには、関係機関との連携・協力体制が必要であるため、市、県、農協等各関係機関においては、定期的な点検と検証を行い、的確な指導・助言を行うとともに、発電事業者としても適切に営農が行われるよう最大限の支援と協力を行うこと。

※農地法違反事例

表土を鋤取りバラスを敷詰めていたが、佐世保市農業委員会の指摘で3月中にバラス撤去は行ったが、令和4年4月7日まで表土の原状回復は行われて無く、当日、農業委員会視察による指摘により以降、令和4年4月14日覆土されており素人目には原状回復と認知したが、地元委員の認識は傾斜が付いていた畑が平坦になっており原状回復に至っていないとの指摘である。

以上